

第 21 回介護支援専門員実務研修受講試験「受験の手引」の改正について

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 社会福祉研修所
(兵庫県知事指定試験実施機関)

平成 30 年 5 月 14 日より受験の手引きを配布し、申込受付中の標記試験について、厚生労働省が「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」を改正したことに伴い（平成 30 年 5 月 28 日付老発 0528 第 2 号厚生労働省老健局長通知）、受験の手引の下記の箇所が変更となりました。お手数ですが、内容をご確認の上、修正いただきますようお願いいたします。なお、内容についてのお問合せにはお答えできません。

該当ページ		改正箇所			
P34	【別表 2】	実務経験 コード	対象事業及び施設	対象となる職員 (職 種)	規定する法令・通知等
		1007	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 4 18 項に規定する計画相談支援	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条
		1008	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 6 7 項に規定する障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号 ）第 3 条
P35	「16 試験問題出題範囲」 上から 7 つ目の○	<ul style="list-style-type: none"> ○ 『「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老企第 45 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）』の下段に下記を追加 ○ 「<u>「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）</u>」 			

※改正箇所のみ記載

P36～41 (別表)「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲」

※改正箇所のみ記載

該当ページ	介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目
P 38	三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1 総論 I 医学編	13 医療器具を装着している場合の留意点	6 内視鏡的胃瘻造設術 (PEG)
P 39		6 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)	<u>3 地域密着型通所介護方法論</u> 新設 4 認知症対応型通所介護方法論 5 小規模多機能型居宅介護方法論 6 認知症対応型共同生活介護方法論 7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論 8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論 9 複合型サービス方法論	<u>1 地域密着型通所介護の意義・目的</u> <u>2 地域密着型通所介護の利用者の特性</u> <u>3 地域密着型通所介護の内容・特徴</u> (略)	- - -
P 40			7 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1 介護予防訪問入浴介護方法論 2 介護予防訪問看護方法論 3 介護予防訪問リハビリテーション方法論 4 介護予防居宅療養管理指導方法論 5 介護予防通所リハビリテーション方法論 6 介護予防短期入所生活介護方法論 7 介護予防短期入所療養介護方法論 8 介護予防特定施設入所者生活介護方法論 9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論 (旧 1 介護予防訪問介護方法論、6 介護予防通所介護方法論は削除)	(略)
P 41		9 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	<u>4 介護医療院サービス方法論</u> 新設 1 介護医療院の意義・目的 2 介護医療院サービス利用者の特性 3 介護医療院の内容・特徴	- - -	

(注) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。